

## 「思いやり駐車場」妊産婦の利用期間の見直しについて

### 1 要旨・目的

公共施設や商業施設等に整備されている障害者等用駐車区画の利用の適正化等を図るため、県で制度化している「思いやり駐車場利用証交付制度」について、当該駐車場の利用時の安全性の確保等を図る観点から、妊産婦の利用期間について見直しを行う。

### 2 現状・背景

- 「思いやり駐車場」の制度は、41 府県が制度化しており（令和5年5月時点）、本県では、平成23年度に開始して、現在、約9万人が利用している。
- この制度は、各府県が独自に進めている制度であって、利用対象者及び利用期間については、各自治体において定めている。
- 近年、一部の県において、妊産婦の利用期間の見直しが行われている状況にあること等を踏まえて、本県においても妊産婦の利用期間について見直すこととした。

### 3 概要

#### (1) 対象者

「思いやり駐車場」利用者のうち妊産婦

#### (2) 制度改正の内容

##### ア 妊産婦の利用期限の延長

	現行	改正後
利用 期間	妊娠7か月～ 出産予定日から1年6か月までの期間 (出産した子の数による区別なし)	妊娠7か月～ 出産予定日から2年までの期間、 <u>双子や三つ子等（多胎児）の場合は</u> <u>出産予定日から3年までの期間</u>

##### イ 施行期日

令和5年6月1日

##### ウ その他（経過措置）

利用の公平性を図る観点から、施行の日前に交付される妊産婦の利用証についても、利用者の希望に応じて、改正後の期限まで延長することができることとする。

#### (3) 予算（単県）

パーキング・パーミット制度運営事業：498千円（令和5年度運営事務費）

#### (4) 今後の対応

広島県公式ホームページや、市町の利用証交付窓口等において期限延長の周知を行い、円滑な制度運用を図る。

#### 4 その他（関連情報等）

##### (1) 本県の利用対象者等

###### ア 利用対象区分・利用期限

区分	利用対象	利用期限
身体障害	障害の程度が、視覚(1級～4級)、上肢(1級・2級)、下肢(1級～6級)の方 など	利用期限なし
知的障害	障害の程度が㊤又はAの方	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	
難病	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	
高齢者等	要介護度1～5の方	
妊産婦	【令和5年6月以降】 妊娠7か月～ <u>出産予定日から2年</u> （※産後は、乳幼児同伴のみ利用可） <u>多胎児の場合は、出産予定日から3年</u> （※同上）	
その他 (けが等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けが等で補そう具の使用を必要とする方</li> <li>・発達障害等で、歩行の際に介助者の特別な注意が必要な方</li> <li>・その他歩行に支障のある方</li> </ul>	医師が認める期間

###### イ 県内の利用（利用証交付）者数 ※R5.1月末時点の申請数（県到達分） (人)

区分	身体障害	知的障害	精神障害	難病	高齢者等	妊産婦	その他	計
利用者数 (利用証有効者)	62,507	3,255	728	3,478	9,240	8,889	2,217	90,314

###### (2) 県内の協力施設・駐車区画数 ※R5.3月末時点

協力施設数	「思いやり駐車場」駐車区画数		
	障害者等用 駐車区画	一般区画 (プラスワン区画)	
1,544	4,098	3,289	809



###### (3) 制度紹介

広島県公式ホームページ「広島県思いやり駐車場利用証交付制度について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1305535684157.html>

###### (4) 府県の制度導入状況・妊産婦の利用期限 ※R5.5月時点・各自治体 HP より

利用期限	自治体数	自治体名	多胎児の場合の期限
～出産(予定)後 3か月	11	秋田県、福島県、静岡県、大阪府、奈良県、和歌山県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	
6か月	3	茨城県、群馬県、福井県	
1年	20	岩手県、宮城県、山形県、栃木県、千葉県、富山県、石川県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、長崎県	
1年6か月	4(4)	新潟県、山梨県、鳥取県、沖縄県	岐阜県、和歌山県 佐賀県、大分県
2年	3	長野県、三重県、 <b>広島県</b> (R5.6月～)	
3年	(3)		富山県、三重県 <b>広島県</b> (R5.6月～)

※その他、R5.11月～埼玉県で制度創設予定（妊産婦の利用期限：～出産後1年）